

委員会提出議案第1号

秦野市議会会議規則の一部を改正することについて

秦野市議会会議規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年3月26日提出

秦野市議会運営委員会
委員長 小菅基司

提案理由

次の理由により改正するとともに、字句等の整理を行うものであります。

- (1) 議員の会議及び委員会への欠席理由として育児、看護、介護及び配偶者の出産補助を明文化すること並びに出産に伴う欠席期間の範囲を明文化すること。
- (2) 請願書の記載事項等について、請願者に求める押印を署名又は記名押印に改めること。

秦野市議会会議規則の一部を改正する規則

秦野市議会会議規則（平成3年秦野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「公聴会、参考人」を「公聴会及び参考人」に改める。

第2条第1項中「疾病等により、やむを得ず」を「疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由により」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第19条第1項中「、又は」を「又は」に改める。

第21条中「、又は議員」を「又は議員」に改める。

第23条中「、又は」を「又は」に、「さらに」を「更に」に改める。

第24条第2項中「、又は」を「又は」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第40条中「、又は」を「又は」に改める。

第43条中「その他の」の次に「事項の」を加える。

第46条中「さらに」を「更に」に改める。

第50条第1項本文中「すべて」を「全て」に改める。

第51条第4項中「、又は」を「又は」に、「、若しくは」を「若しくは」に改める。

第52条第1項中「がすべて」を「の全てが」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第59条中「さらに」を「更に」に改める。

第63条第1項中「、その他」を「その他」に改める。

第64条中「第56条及び」を削る。

第70条第2項及び第71条第1項中「、又は」を「又は」に改める。

第77条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

「第9節 公聴会、参考人」を「第9節 公聴会及び参考人」に改める。

第78条及び第81条第3項中「、議長は」を削る。

第84条第1項中「、議長は」を削り、同条第2項中「第81条、第82条及び第83条」を「前3条」に改める。

第91条第1項中「疾病等により、やむを得ず」を「疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由により」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第114条及び第116条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第121条中「さらに」を「更に」に改める。

第131条第2項及び第132条第1項中「、又は」を「又は」に改める。

第138条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第139条第4項ただし書中「すでに」を「既に」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「署名し、又は記名押印しなければならない」を「署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人その他の団体であるときは、その名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人その他の団体であるときは、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに団体の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第159条本文中「すべて」を「全て」に改める。

第163条ただし書中「、又はすでに」を「又は既に」に、「さらに」を「更に」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

委員会提出議案第1号 秦野市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節－第8節 (略)</p> <p>第9節 <u>公聴会及び参考人</u> (第78条－第84条)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第2章－第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、<u>疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由により</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から<u>出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節－第8節 (略)</p> <p>第9節 <u>公聴会、参考人</u> (第78条－第84条)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第2章－第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、<u>疾病等により、やむを得ず</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決により閉会することができる。

(事件の撤回及び訂正並びに動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、若しくは訂正しようとするとき又は会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

2・3 (略)

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長は、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終らなかったときは、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 (略)

2 議長は、議事日程に記載した事件の議事を終らない場合でも、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決により閉会することができる。

(事件の撤回及び訂正並びに動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、若しくは訂正しようとするとき、又は会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

2・3 (略)

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長は、必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終らなかったときは、さらにその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 (略)

2 議長は、議事日程に記載した事件の議事を終らない場合でも、必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(修正案の説明)

第40条 議長は、委員長の報告及び少数意見者の報告が終ったとき又は委員会への付託を省略したときは、修正案の説明をさせる。

(議決事件の字句、数字等の整理)

第43条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の事項の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(再付託)

第46条 議会は、委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(発言の許可等)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇して行わなければならない。ただし、再質疑等については、質問者席で発言することができる。

2 (略)

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

(修正案の説明)

第40条 議長は、委員長の報告及び少数意見者の報告が終ったとき、又は委員会への付託を省略したときは、修正案の説明をさせる。

(議決事件の字句、数字等の整理)

第43条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(再付託)

第46条 議会は、委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、さらにその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇して行わなければならない。ただし、再質疑等については、質問者席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告及び順序)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 発言の通告をした者が欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に不在のときは、その通告は、効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告をした者の全てが発言を終った後でなければ、発言を求めることができない。

2・3 (略)

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2・3 (略)

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(緊急質問)

第63条 前条の規定にかかわらず、議員は、質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、議会の同意を得て質問することができる。

(発言の通告及び順序)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に不在のときは、その通告は、効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告をした者がすべて発言を終った後でなければ、発言を求めることができない。

2・3 (略)

(発言内容の制限)

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2・3 (略)

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかった議員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(緊急質問)

第63条 前条の規定にかかわらず、議員は、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、議会の同意を得て質問することができる。

2・3 (略)

(準用)

第64条 第60条の規定は、質問について準用する。

(起立、挙手等による表決)

第70条 (略)

2 議長は、起立若しくは挙手等をした者の多少を認定することができないとき又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票により表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要と認めるとき又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(表決の順序)

第77条 (略)

2 (略)

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手續)

第78条 議長は、会議において公聴会を開く議決があったとき

2・3 (略)

(準用)

第64条 第56条及び第60条の規定は、質問について準用する。

(起立、挙手等による表決)

第70条 (略)

2 議長は、起立若しくは挙手等をした者の多少を認定することができないとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票により表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要と認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(表決の順序)

第77条 (略)

2 (略)

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手續)

第78条 議長は、会議において公聴会を開く議決があったとき

は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(公述人の発言)

第81条 (略)

2 (略)

3 議長は、公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、発言を制止し、又は退席させることができる。

(参考人)

第84条 議長は、会議において参考人の出席を求める議決があったときは、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

(欠席の届出)

第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明

は、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(公述人の発言)

第81条 (略)

2 (略)

3 議長は、公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(参考人)

第84条 議長は、会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第81条、第82条及び第83条の規定を準用する。

(欠席の届出)

第91条 委員は、公務、疾病等により、やむを得ず出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(発言の許可)

第114条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(発言の継続)

第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終らなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(起立、挙手等による表決)

第131条 (略)

2 委員長は、起立若しくは挙手等をした者の多少を認定することができないとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、記名又は無記名の投票により表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票により表決をとる。

(発言の許可)

第114条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(発言の継続)

第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終らなかった委員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(起立、挙手等による表決)

第131条 (略)

2 委員長は、起立若しくは挙手等をした者の多少を認定することができないとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、記名又は無記名の投票により表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票により表決をと

2 (略)

(表決の順序)

第138条 (略)

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人その他の団体であるときは、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに団体の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 (略)

5 請願者は、請願書を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。ただし、既に会議の議題となったものは、撤回することができない。

(議長の秩序保持権)

第159条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、

る。

2 (略)

(表決の順序)

第138条 (略)

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人その他の団体であるときは、その名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名し、又は記名押印をしなければならない。

3 (略)

4 請願者は、請願書を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。ただし、すでに会議の議題となったものは、撤回することができない。

(議長の秩序保持権)

第159条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただ

議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(出席停止の期間)

第163条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発したとき又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じたときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

し、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(出席停止の期間)

第163条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発したとき、又はすでに出席を停止された者についてその停止期間内にさらに懲罰事犯が生じたときは、この限りでない。